

静岡県告示第434号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月12日

静岡県知事 川勝平太

別表に次のように加える。

28 林業イノベーション推進事業	市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等推進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び民間事業者が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 実証的造林 2 リモートセンシング技術活用実証	知事が別に定める金額以内とする。	事業費の増額又は30パーセントを超える減額	1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更
------------------	---	------------------------------	------------------	-----------------------	----------------------------

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。